

堺市環境影響評価条例施行規則（平成20年規則第6号）新旧対照表

現行		改正後	
別表第2（第25条関係）		別表第2（第25条関係）	
事業の種類	行為	事業の種類	行為
(略)		(略)	
(19) 条例別表第19号に掲げる事業	ア 森林法第10条の2第1項の許可の申請 イ <u>堺市土砂埋立て等の規制に関する条例（令和2年条例第48号）第9条又は第15条第1項の許可の申請</u>	(19) 条例別表第19号に掲げる事業	ア 森林法第10条の2第1項の許可の申請 イ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の許可の申請、同法第15条第1項（同法第16条第3項において準用する場合を含む。）の協議又は同法第16条第1項の許可の申請</u>
(略)		(略)	
(22) 条例別表第22号に掲げる事業	ア (略) イ <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の許可の申請、同法第11条（同法第12条第3項において準用する場合を含む。）の協議又は同法第12条第1項の許可の申請</u> ウ～ク (略)	(22) 条例別表第22号に掲げる事業	ア (略) イ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可の申請、同法第15条第1項（同法第16条第3項において準用する場合を含む。）の協議又は同法第16条第1項の許可の申請</u> ウ～ク (略)